

第1章 人事委員会関係

1 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、都道府県及び指定都市は、同法施行の日から起算して6月以内に、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例(昭和26年6月11日条例34号)により設置された。

2 人事委員会の組織と権限

人事委員会は、3人の委員をもって組織するいわゆる合議制の機関である。

このように、人事委員会の組織に合議制組織を採用した根本的な理由は、政治勢力の排除、成績主義の確保、職員の利益保護、準司法的判定機能を効果的に発揮させるために、第1にその権限を独立させ、第2に慎重な判定に基づいて、中立公正な権限を行使しうるものでなければならないということにあったものである。

人事委員会の権限は、地公法第8条に規定されているが、これを機能的に大別すると次のとおりである。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究し、その成果を議会又は任命権者へ提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が、地公法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために、必要な範囲において職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務(給料表の計画立案、給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等。)

(2) 立法的権限

法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

3 人事委員会の委員

委員の任期は、4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は、前任の委員の残任期間とされる。

職名	氏名	就任年月日	任期満了日	備考
委員長	村上 行範	H15.10.6	H23.10.5	H18.8.10～ 委員長
委員	佐藤 園	H18.7.16	H22.7.15	H18.8.10～ 委員長職務代理者
委員	西田 秀史	H18.10.13	H22.10.12	

4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員長は委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員会は、委員全員の出席により開催し、その議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっている。しかし、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が招集し、開催する。

会議は原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開することもできる。議事の経過は地公法の規定により、議事録として記録しておかなければならない。

(1) 平成19年度 人事委員会開催状況

区分	平成19年度
会議	28回
議案	96件
報告事項	31件
その他	12件

(2) 平成19年度 人事委員会議事一覧表

(資料1)のとおり。